

愛媛県教育委員会

平成31年度業務改善計画

—実効性ある業務改善—

【まえがき】

愛媛県教育委員会においては、子どもと向き合う時間を確保し、充実した教育活動を推進し、教職員一人ひとりのワーク・ライフ・バランスが一層充実することを目指して、平成28年10月に「愛媛県教職員業務改善方針」を策定し、さらに、より効果的に改善を進めるため、平成30年度から毎年度、重点的に取り組む内容を検討し、まとめています。実施に当たっては、業務改善が自己目的化したり、単に外見を整えることに終わらないよう留意しつつ、できることから速やかにコツコツ積み上げながら、『実効性ある業務改善』を継続するよう努めます。

【重点取組事項】

1 事務作業の負担軽減

①業務アシスタントの配置と効果の周知

(内容)

・採点業務や教材作成の補助、各種調査等の集計などを行うスクール・サポート・スタッフを小中学校に54人、県立学校に10人配置(予定)し、教員の事務作業の負担軽減を図ります。また、効果などをまとめて周知し、各学校のスムーズな配置につなげます。(義務教育課、高校教育課)

スクール・サポート・スタッフ配置事業費 32,221千円

・教職員業務改善モデル事業の4モデル地域における実践研究を支援し、成果の検証、周知に努めます。(義務教育課)

教職員業務改善モデル事業費 3,872千円

②学校事務の共同実施による学校運営体制の強化(義務教育課)

(内容)

・他県の取組状況の情報提供、意見交換会での協議などを通じて、市町教育委員会の取組が進むよう働きかけます。

・「学校事務職員の職務内容等に関する文科省通知(仮)」(今後通知予定)を踏まえ、共同事務の在り方等の再検討を行います。

③校務支援システム等の導入（高校教育課）

（内容）

・校務事務の軽減、業務の正確性向上、情報共有による効率的な業務執行をめざして、31年度から全ての県立学校で稼働させます。

県立学校校務支援システム維持管理費 45,951千円

④作文・絵画コンクール等への出展依頼への対応の整理【新】

（内容）

・作文・絵画コンクール等への出展について、応募の可否は各学校に任されており、全ての応募に対応する必要はないことを再確認します。

（義務教育課、高校教育課）

・学校がとりまとめる必要のないものについては、直接家庭から応募することも可能とするよう、募集团体に働きかけます。（特に、県庁内各課の実施しているコンクール等）（教育総務課）

⑤教職員テレワークの試行運用（教育総務課）【新】

（内容）

・業務の円滑化、ワーク・ライフ・バランスの向上等を目指して、県立学校の教職員を対象にテレワークの試行運用を行います。

2 授業、指導等の負担軽減

①行事等の運営方法等の見直し（高校教育課）【新】

（内容）

・教育的な必要性が低下し慣習的に行われている行事や教職員が本来担うべきでない業務の廃止や見直しなどを行うよう通知します。

②業務アシスタントの配置と効果の周知（再掲）

③教材、指導方法等の提供、共有化等（義務教育課、高校教育課、総合教育センター）

（内容）

・各教科等の学習指導案や指導資料のほか、ホームルーム活動案、基礎力や応用力の強化を図るための学習プリント等を、特定のサイトにアップするなどして提供することにより、教員の負担を軽減しつつ、児童、生徒の学力向上を図ります。

・既存の成果物を活用したり、学校訪問で公開された学習指導案をデータベース化したりすることで、教員の負担を軽減しつつ、優れた指

導方法等の継承と共有化を図ります。

④スクールロイヤー等による教職員のサポート体制の充実（義務教育課、高校教育課、人権教育課）

（内容）

・いじめの早期発見、対応について明記されている各学校のいじめ防止基本方針の周知徹底を図るほか、学校現場が直面する諸問題（いじめ、不登校、児童生徒間トラブル、保護者対応など）をスクールロイヤー（弁護士）に相談できる体制等について、効果をまとめて周知するなど、問題発生初期段階における解決がより一層進むよう教職員のサポート体制の充実を図ります。

学校問題解決支援事業費 2,191 千円

3 部活動の負担軽減

① 適切な休養日及び活動時間の設定・遵守（保健体育課、義務教育課、高校教育課）

（内容）

・県の「運動部活動及び文化部活動の在り方に関する方針」や市町の「設置する学校に係る運動部活動及び文化部活動の方針」に沿って、各学校が策定・公表する「学校の運動部活動及び文化部活動に係る活動方針」において、適切な休養日及び活動時間を設定・遵守し、短時間で合理的・効果的な部活動を推進し、教員の負担軽減を図ります。

② 部活動指導員の配置（保健体育課、義務教育課、高校教育課）

（内容）

・中学校、中等教育学校及び県立学校に部活動指導員を配置し、部活動の指導体制の充実と顧問教員等の負担の軽減を図ります。また、成果などを共有し、各配置校の効果的な部活動指導員の活用につなげます。

部活動指導員配置促進事業費 12,646 千円

4 教職員の意識改革

①勤務時間管理の徹底（高校教育課）

（内容）

・グループウェアの勤務時間管理機能により、各県立学校教職員の勤務時間を把握します。また、時間外勤務が月45時間・年360時間を超えた教職員数を把握します。

②学校閉庁日の設定（高校教育課）【新】

（内容）

- ・学校ごとに、平成31年8月10日（土）～16日（金）の期間を中心に、連続する2日間以上を設定します。また、閉庁日と連続する形で、さらに夏季休暇や年休の取得を促し、教職員の休養日を適切に確保します。

③定時退庁日の設定（高校教育課）【新】

（内容）

- ・部活動休養日は、教職員の定時退庁日とし（部活動休養日が週休日又は休日の場合は、学校に来ない日とする）、教職員の心身の健康保持及び自己研さんの機会を確保します。

④連続休暇の取得推進（高校教育課）【新】

（内容）

- ・特に、勤続10、15、20、25、30、35年を迎えた年に、積極的にリフレッシュ休暇（3日以上連続する休暇）を取得できるよう、機運の醸成を図ります。

⑤教職員と専門スタッフの連携促進（義務教育課、高校教育課）【新】

（内容）

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクール・サポート・スタッフ、部活動指導員等、専門スタッフと教職員の連携した取組を推進します。

⑥関係団体の役職等の就任状況把握（高校教育課）【新】

（内容）

- ・関係団体から教員に直接依頼される役職等については、各校の管理職の承認が必要であることを再確認します。

⑦終業時間の明示（教育総務課）【新】

（内容）

- ・「本日〇〇時、退庁」の札を、県教育委員会事務局において、各自パソコンに掲げ、業務時間の見える化を図ることで、職場全体でタイムマネジメントの意識を高めます。

⑧学校における働き方改革推進宣言等の実施（教育総務課）【新】

（内容）

・県・市町教育委員会、学校、保護者・地域、関係団体等が連携して、学校における働き方改革の推進について宣言等を行い、オール愛媛で取組を推進する機運を高めます。

⑨業務改善の取組に関する情報発信（教育総務課）【新】

（内容）

・県教育委員会における業務改善の取組をホームページに掲載し、情報発信することで、地域や保護者等に理解していただくとともに、教職員一人一人の意識を高めます。

5 市町教育委員会・学校との連携

①教職員業務改善モデル事業の実施（義務教育課）

（内容）

・県内4モデル地域において業務改善の実践研究に取り組み、県教育委員会（県立学校含む）と市町教育委員会関係者による意見交換会及び報告会を開催し、得られた成果の普及を進めます。また、各市町の取組を報告するなど、情報共有を図ります。

教職員業務改善モデル事業費 3,872 千円

6 保護者・地域との連携【新】

①地域学校協働活動の推進（社会教育課）【新】

（内容）

・市町教育委員会と連携・協力して、地域コーディネーターや協働活動支援員等を配置し、地域住民の学校教育への協力・支援体制を整備し、教職員の負担軽減と教育活動の充実を図ります。

②PTA連合会を通じた保護者・地域への協力依頼（社会教育課）【新】

（内容）

・学校閉庁日、定時退庁日の設定等、保護者・地域向けに協力を依頼します。

③学校における働き方改革推進宣言等の実施（教育総務課）【新】（再掲）

④業務改善の取組に関する情報発信（教育総務課）【新】（再掲）

【その他の取組事項】

1 状況調査

- ① 勤務実態調査の実施方法及び事後検証の在り方の検討（義務教育課）
- ② 勤務実態調査（県立学校12校）（高校教育課）

2 情報共有

- ① 学校現場の業務改善に係る意見交換会及び成果報告会（義務教育課）

3 調査、研修会、会議、研究指定校等の見直し

- ① 定例的調査の精査、削減、回答方法の簡素化等（関係課）
- ② 定例的調査の趣旨目的、内容、時期の周知（義務教育課、高校教育課）
 - 市町立小中学校への周知（義務教育課）
 - 県立学校への周知（高校教育課）
- ③ 調査依頼（臨時的なものを含む）、調査結果（非公表のものは含まない。）の県教育委員会内での情報共有（関係課 ※部局ファイル利用を予定）
- ④ 研修会（学校訪問研修を含む）の精査・充実、申し込み等の事務作業や提出資料の簡素化（関係課、総合教育センター）
- ⑤ 研究指定校の精査、提出資料の簡素化（関係課）
- ⑥ 年間実施する会議の精査、削減等（関係課）

4 メンタルヘルスケア対策

- ① 心身ともに健康で働きやすい職場環境づくりの推進（教職員厚生室）
 - ・職場環境改善良好事例の普及を目的とした「安全衛生管理者研修会」の実施
- ② メンタルヘルス不調者の早期発見・早期対応（教職員厚生室）
 - ・産業保健スタッフによる巡回相談の実施（平成30年度から3年で県立学校すべてに実施）